

文京区地域福祉計画の改定について

1 改定方針

- (1) 文京区地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）全体を改定するに伴い、福祉計画の分野別計画である「高齢者・介護保険事業計画」「障害者計画」「保健計画」及び「地域福祉の推進」の見直しを平成20年度に併せて行う。「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」の見直しは、平成21年度に別途行う。ただし、その一部である平成17～21年度の保育計画については、平成20年4月に緊急に新たな対応を必要とする状況となったため、一部修正を行う。
- (2) 福祉計画は、以下 から から構成する。（別紙1）
 - 改定に当たって（改定趣旨、背景、検討体制、計画期間、進行管理）
 - 基本的考え方（基本理念、基本目標）
 - 現状と課題（地域特性等、各分野の現状と課題）
 - 分野別計画（子育て支援計画を除く各分野別計画の目標、基本的考え方、体系、個別事業の現況及び目標）
- (3) 「基本理念」「基本目標」は、現福祉計画（別紙2）を基本として、保健に関する記述を加える。
- (4) 平成20年度に改定を行う福祉計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度の3年間とする。また、福祉計画の名称についても、「保健」を加える方向で検討する。
- (5) 福祉計画の策定は、文京区基本構想実施計画と整合を図る。

2 検討体制及び役割分担

- (1) 福祉計画改定の検討は文京区地域福祉協議会（以下「協議会」という。）分野別検討部会で行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）が改定の最終決定を行う。推進本部幹事会は「協議会の幹事会」の役割を兼ねるものとする。
- (2) 協議会は、以下の から の役割を担う。
 - 福祉計画改定の検討方針を確認する。
 - 福祉計画を構成する「改定に当たって」「基本的考え方」「現状と課題」の地域特性等、及び分野別計画「地域福祉の推進」の「現状と課題」・「分野別計画」を検討する。
 - 各分野別検討会に、各分野の「現状と課題」「各分野別計画」の検討を下命する。
 - 各分野別検討会の検討結果の全体的な調整を行い、福祉計画改定案を策定する。
- (3) 各分野別検討部会は協議会の下命を受け、当該の各分野において、福祉計画を構成する「現状と課題」・「分野別計画」の検討を行い、検討結果を協議会に報告する。なお、現行の子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）の見直しは、今回行わないことから分野別検討部会は設置しないが、子育て支援計画の一部である保育計画の修正については、協議会の検討に付すこととする。
- (4) 分野別計画「地域福祉の推進」の改定については、この計画が地域福祉の各分野に共通する施策を総合的に進めていくものであることから、障害者部会、保健部会、高齢者・介護保険部会での検討結果及び協議会委員からの意見等を推進本部幹事会で集約し、協議会の検討に付すこととする。
- (5) 推進本部幹事会は、協議会及び各分野別検討部会の検討結果の集約・調整を行う。

3 検討スケジュール

5月15日	第1回地域福祉協議会	検討方針の確認、部会への下命
5月 下旬	各分野別検討会の立ち上げ (各分野別検討会での検討)	部会での検討方針の確認
6月 中旬	第2回区議会定例会報告 (各分野別検討会検討結果の中間集約)	改定方針の報告 現状、課題、大枠の計画を集約
8月 下旬	地域福祉推進本部、同幹事会	中間集約を検討
9月 月上旬	第2回地域福祉協議会	
中旬	第3回区議会定例会報告 (各分野別検討会での検討)	中間集約を報告 中間集約への意見を基に再検討
10月中旬	(「中間まとめ」の調製)	
11月上旬	地域福祉推進本部、同幹事会	「中間まとめ」の検討
中旬	第3回地域福祉協議会	
	パブリックコメント募集	「中間まとめ」を報告
下旬	第4回区議会定例会 (最終案の検討)	
		「中間まとめ」への意見を基に 最終案の検討
1月 下旬	地域福祉推進本部、同幹事会	「最終案」を確定
3月 中旬	第4回地域福祉協議会	「最終案」を報告

地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と重点課題	・地域特性等				
分野別計画	・子ども	・高齢者 ・介護保険	・障害者(児)	・地域保健医療	・地域福祉
子育て支援計画 (次世代育成支援行動計画) 21年度策定予定	高齢者・ 介護保険 事業計画	障害者計画	保健計画	地域福祉の 推進	

1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思にもとづき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーションの理念にもとづき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

(4) 区民参画及び協働の推進

区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主体的に参画し、協働することを推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。